五十二　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

五十三　奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に要する経費があること。

五十四　移住・定住対策に要する経費があること。

五十五　海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費があること。

五十六　地域防災マネージャーの活用に要する経費があること。

五十七　災害時帰宅困難者対策事業に要する経費があること。

五十八　連携中枢都市圏構想の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては〇・六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A＋B×0.5＋C×0.8＋D×0.2＋E

算式の符号

A　連携中枢都市圏に係る施策に必要な専門的知識を有する外部の人材の活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該人材の活用を開始した年度以後3箇年度に限る。）

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中枢都市にあつては、その調査した額に0.8を乗じて得た額とする。）

附則第六条第一項中「平成二十六年度に限り」を「平成二十七年度に限り」に、「第十六号及び第十七号」を「及び第十六号」に改め、同項第八号中「五〇円」を「一二五円」に改め、同項第十二号中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、同項に次の二号を加える。

二十　平成二十七年台風第十八号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業及び被災農家営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十一　国の補助金を受けて施行する駐留軍用地跡地利用推進事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

附則第六条第四項中「当該道府県が負担する額から当該年度」を「特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から平成二十六年度」に改め、「八円を乗じて得た額」の下に「と平成二十七年度の基準財政需要額の算定に用いた包括算定経費に係る補正後の数値に六円を乗じて得た額の合算額」を、「控除した額（」の下に「当該額が」を加え、「を加えた額」を「から特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第百一号）による改正前の附則第六条第四項第一号の額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額」に改め、同条第六項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第七項中「平成二十六年度に限り」を「平成二十七年度において」を「当該年度において」に改め、同条第八項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　平成二十七年度に限り、第四条第一項第三号ホの規定の適用については、同号ホ中「一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えて適用する一般職給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条の規定により読み替えて適用する一般職給与法第十一条の三第二項各号の人事院規則で定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成二十六年九月二日付け総務省給与能率推進室第十号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合）」とある。

附則第七条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項に次の一号を加える。

三　平成二十七年台風第十八号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業及び被災農家営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

附則第七条第二項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第五号中「附則第六条第一項第五号」を「前条第一項第五号」に改め、同項第六号中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年十月一日」に改め、同項第七号中「附則第六条第一項第六号」を「前条第一項第六号」に改め、同項第八号中「附則第六条第一項第七号」を「前条第一項第七号」に改め、同項第十二号中「附則第六条第一項第十一号」を「前条第一項第十一号」に改め、同項第十三号中「附則第六条第一項第十二号」を「前条第一項第十